

国土利用計画（和歌山県計画）

— 第四次 —

平成21年 3月19日

和歌山県

国土利用計画（和歌山県計画）－第四次－

平成21年 3月19日 議決

目 次

前 文	-----	2
1 県土の利用に関する基本構想	-----	3
2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び その地域別の概要	-----	10
3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	-----	15

前 文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、和歌山県の区域について定める国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項についての計画（以下「県計画」という。）であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに同法第4条の国土利用計画を構成し、市町村計画及び和歌山県土地利用基本計画の基本となるものである。

1 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土利用の基本理念

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させ、本県の持つすぐれた自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとする。

(2) 本県の概況

本県は本州最南である紀伊半島南西部に位置し、南北に長く、北は大阪、東は奈良、三重の各府県と、西は紀伊水道、南は太平洋に接している。県土面積は4,726km²で国土の1.25%を占め、広大で急峻な山地から流れる各河川流域及び海岸沿いに平地を形成している。

本県は緑豊かな森林、雄大な景観を展開する642kmにも及ぶ海岸線と豊かな海洋を有しており、各地に湧出する温泉群、多種多様な動植物の生息・生育する自然資源や世界遺産に登録された高野・熊野文化をはじめとする歴史文化遺産に恵まれ、観光、レクリエーションの場としても、日本国内はもとより、アジアやヨーロッパなど諸外国にまでその魅力が認識されつつある。一方、少子化が定着するなかで、山間部を中心に、高齢化と過疎化が複合的に進行し、土地の有効利用を図る上で懸念される状況も見られている。また、都市部においても居住人口の減少や空き地の増加が見られ、交流やにぎわいといった都市の役割が十分に発揮できない状況となっている。

このような大きな変革期において、本県が持つ自然や伝統文化、地域文化などの優れた特色を積極的に活かし、県土の発展を推進することが重要である。

(3) 基本的条件の変化

今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

ア 本格的な人口減少と高齢化

本県の人口は1985（昭和60）年の1,087,206人をピークとして、2000（平成12）年から本格的な減少局面に入り、2005（平成17）年には1,035,969人になるといった急速な減少に直面している。また、高齢化についても1980（昭和55）年には11.8%であった高齢化率が2005（平成17）年には24.1%まで上昇しており、全国に先行する形で進行している。

イ 中心市街地の空洞化と集落機能の低下

モータリゼーションの進展などの影響により、都市機能は無秩序に郊外へと拡散しており、中心市街地では居住人口の減少や商業機能の衰退、空き店舗・空き地の増加による空洞化が深刻なものとなり、都市の「中心」としての役割が十分発揮で

きない状況となっている。一方、農山漁村は過疎化、高齢化が進展するとともに、地域の基幹産業である農林水産業の所得の減少、後継者不足や耕作放棄地の増加といった厳しい状況に置かれている。過疎山村地域では、高齢化率が50%を超える集落が増加し、集落の維持・存続が危ぶまれる地域も見られる。

ウ 安全・安心への関心の高まり

本県では、近年、全県下的な大規模災害は発生していないものの、大型台風や集中豪雨による風水害や土砂災害が毎年のように発生しており、県土の安全性に対する要請が高まっている。特に、今世紀前半に発生する可能性が高いといわれる東南海・南海地震が懸念される中、災害に強い県土づくりが必要である。

エ 地球規模での環境問題の拡大

20世紀後半の北半球の平均気温は、少なくとも過去1300年の間で最も高温であった可能性が高く、雪氷の広範囲における融解や世界平均海面水位の上昇などが観測されており、地球の温暖化は明らかなものとなっている。また、地球規模での生態系の危機等、自然の物質循環への負荷の増大にともなう問題や消費資源の安定確保に係る懸念等が生じている。本県においても、地球環境問題は人類共通の問題であることを深く認識するとともに、県土の約8割を占める森林を積極的に活用した温室効果ガスの森林吸収源対策等を推進し、地球環境保全に貢献していくことが重要である。

オ 価値観の多様化

経済成長を最優先する時代を経て、国民の価値観が多様化し、心の豊かさを求める人が多くなる中で、本県が持つ豊かな自然環境や癒しの環境への期待が増している。このようなニーズにあわせ、美しい農山漁村やまちなみ景観の形成、自然とのふれあいの場づくりなど、環境面を含めた自然との調和を図ることにより、県土利用の質的向上を図っていくことが求められる。

カ 土地利用への多様な参画

国民のライフスタイルの多様化や地域間の交流・連携が進む中で、本県においても「企業の森」による森林づくり活動への企業の参画など、地域外を含め様々な人々や団体が土地利用に関与する状況が増加している。身近な空間の土地利用に自らもかかわりたいという人々の意識の高まりや、土地利用諸制度にかかる地方分権の進展の中で、地域での実情に即した新たな取組の重要性が高まっている。

(4) 県土利用の基本方針

本計画における課題は、限られた県土資源の有効利用を図りつつ、適切な維持管理に努めながら、県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの個々の土地需要の量的な調整や県土利用の質的向上を図り、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐという持続可能な県土管理を行うことである。

そのためには、長期にわたる内外の潮流変化をも展望しつつ、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、県土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要である。

ア 土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に関しては、まず、人口減少下であっても当面増加する都市的土地利用について、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進により、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。

他方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮し、保全と耕作放棄地等の利活用を図る。また、森林、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、生態系を始めとする自然の様々な循環系に影響を与えること等を考慮し、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

イ 県土利用の質的向上

県土利用の質的向上に関しては、県土利用の状況の変化を踏まえ、「安全で安心できる県土利用」、「循環と共生を重視した県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」といった観点を基本とすることが重要である。その際、これら相互の関連性にも留意する必要がある。

「安全で安心できる県土利用」の観点では、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた県土の利用を基本としつつ、諸機能の適正な配置、防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、水系の総合的管理、農用地の管理保全、森林の持つ県土保全機能の向上等を図ることにより、県土の安全性を総合的に高めていくとともに、災害に対し脆弱な地域での土地利用については、慎重な配慮の下で行うことが重要である。

「循環と共生を重視した県土利用」の観点では、人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と県土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、自然の保全・再生を図ることなどにより、自然のシステムにかなった県土利用を進める必要がある。

「美しくゆとりある県土利用」の観点では、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを行うことにより、人と自然の営みが調和した土地利用を更に進め、その質を総合的に高めていくことが重要である。

ウ 地域の実情に即した取組

これらの課題への対処に当たっては、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況や多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、地域において総合的な観点で県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るとともに、慎重な土地利用転

換、土地の有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点や、県土利用の質的向上などの視点も踏まえ、地域の実情に即して県土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが重要である。さらに、国や地方自治体による公的な役割の発揮、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体による森林づくりや農地の保全管理活動などにより、県民一人一人が県土管理の一翼を担う動きを促進していく必要がある。

(5) 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山漁村、自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、地域類型別の県土利用に当たっては、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

ア 都市

市街地については、人口減少局面の中で全体としては市街化圧力が低下することが見通されることから、これを豊かで暮らしやすい都市形成の好機ととらえ、コンパクトで持続可能なまちづくりを進める。その推進に当たっては、都市ごとの特性を踏まえたうえで、大規模集客施設の適正な立地誘導などにより市街地の無秩序な拡散を抑制するとともに、既成市街地においては再開発等による低未利用地の有効活用を促進する。市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図る。さらに、周辺の農山漁村との機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

また、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。あわせて、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、美しく良好なまちなみ景観の形成や豊かな居住環境の創出を図る。

イ 農山漁村

農山漁村については、豊かな自然環境や美しい景観など、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備する。また、優良農用地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画により県土資源の適切な管理を図る。あわせて二次的自然としての農山漁村における景観、生態系の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用に努める。また、農地と宅地が混在する地域においては、無秩序な転用を抑制し、農用地としてのまとまりを確保しつつ、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、野生

生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、保全する。その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害の防止に努めるとともに、同観点から都市・農山漁村との適切な関係の構築を図る。あわせて、自然環境データの整備等を図る。また、自然体験・学習の場としての利用を図る。

(6) 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、「安全で安心できる県土利用」、「循環と共生を重視した県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」といった質的向上の観点を横断的に取り入れるとともに、相互の関連性に十分留意する必要がある。

ア 農用地については、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、県内の農業生産力の維持強化に向け、必要な農用地の確保と整備を図る。また、県土保全等農業の有する多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点からも保全しつつ、計画的な利用を図る。

イ 森林については、木材資源の成熟化、木材の需給動向の変化等を踏まえながら、林業の生産性向上に努めるとともに、地球温暖化防止や県土の保全など森林の持つ多面的機能を持続的に発揮するよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を図る。また、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については地域社会の活性化に加え、地域特性に応じた利活用を図る。さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林など自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

ウ 水面・河川・水路については、治水、防災等安全性の確保、安定した水供給のための水資源開発に要する用地の確保を図るとともに、既存用地の持続的な利用を図る。また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、自然環境・水辺景観の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペースなど多様な機能の維持・向上を図る。

エ 道路のうち、一般道路については、地域間の交流・連携を促進し、県土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、橋梁、トンネルなど施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。一般道路の整備に当たっては、道路の安全性、快適性、防災機能等の向上に配慮するとともに、環境の保全に十分配慮する。特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。また、農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るた

め、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

オ 住宅地については、豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、良好な居住環境の形成を図る。また、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な県土利用を図る。特に都市地域においては、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、利便性や安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

カ 工業用地については、環境の保全等に配慮し、産業の高付加価値化や構造変化、産業・物流インフラの整備状況、地域資源を活用した新産業の創出や地域特性に合った企業誘致活動の状況、地域産業活性化の動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。また、工場移転、業種転換等にもなつて生ずる工場跡地については、土壌汚染の調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。

キ その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における都市福利施設の整備や商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応した土地利用を図る。また、郊外の大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。

ク 以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空屋・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。

ケ レクリエーション用地については、県民の価値観の多様化や国際観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興を総合的に勘案して計画的な整備と有効利用を進める。

コ 低未利用地のうち、都市の低未利用地は、再開発用地や公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を図る。農山漁村の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加することを促進することにより、農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の状況に応じて施設用地、森林等農用地以外への転換による有効利用を図る。

サ 沿岸域については、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての利用に配慮する。また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全・再生を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。

2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の目標年次は、平成29年とし、基準年次は平成18年とする。

イ 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成29年において、それぞれおよそ975千人、およそ400千世帯になるものと想定する。

ウ 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

エ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口や各種計画等を前提として、それぞれに必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとする。

オ 県土の利用の基本構想に基づく平成29年の利用区分ごとの規模の目標は、表1のとおりである。

カ なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 (単位：100ha、%)

	平成18年	平成29年	構成比	
			18年	29年
農用地	369	351	7.8	7.4
農地	368	350	7.8	7.4
採草放牧地	1	1	0.0	0.0
森林	3,636	3,632	76.9	76.9
原野	0	0	0.0	0.0
水面・河川・水路	147	147	3.1	3.1
道路	118	132	2.5	2.8
宅地	154	162	3.3	3.4
住宅地	96	98	2.0	2.1
工業用地	17	21	0.4	0.4
その他の宅地	41	43	0.9	0.9
その他	302	302	6.4	6.4
合計	4,726	4,726	100.0	100.0
市街地	90	90	—	—

注1 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

2 平成18年欄の市街地面積は、平成17年度の「国勢調査」の定義による人口集中地区の面積である。

(2) 地域別の概要

ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるにあたっては、自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を勘案し、県土資源の有限性を踏まえ、それぞれの地域の個性や多様性を活かしつつ、地域間の均衡を図る見地から、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用と環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。

イ 地域区分については、地勢、自然、歴史、文化等の地域特性を基本としつつ、市町村合併の進展や県民の生活圏の拡大という観点から、県内を紀北地域、紀中地域、紀南地域の3つの地域とする。

表2 地域区分

地域区分	構成する市町村
紀北地域	和歌山市、海南市、紀美野町、 紀の川市、岩出市、 橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町
紀中地域	有田市、湯浅町、広川町、有田川町、 御坊市、美浜町、日高町、由良町、 印南町、日高川町
紀南地域	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、 すさみ町、新宮市、那智勝浦町、太地町、 古座川町、北山村、串本町

ウ 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は(1)に準ずるものとする。

エ 各地域の概要

(ア) 紀北地域

紀北地域は紀の川流域を中心とする県北部に位置し、大阪府、奈良県と接している。近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道、国道24号などの幹線道路網やJR・私鉄各線により京阪神大都市圏との間にアクセス軸が形成されており、県内人口の約6割を占める人口集積エリアとなっている。

政治、経済、文化の中心である和歌山市には、国の地方機関をはじめとする官公庁や公共施設、企業、商業施設、教育文化施設等が集積し、近代的都市機能を備えている。沿岸部には鉄鋼、化学、石油など素材型産業を中心とした臨海工業地帯が形成されており、内陸北部には工業団地が点在している。特定重要港湾和歌山下津港や近接する関西国際空港が国際物流拠点としてふさわしい機能を十分に発揮し、さらに広域的な道路網と結節されることにより、関西の南の中核拠点地域としての発展が期待されている。

内陸部に位置する橋本市や紀の川流域の市町は、大阪都市圏の通勤圏となる住宅地だけではなく、整備が進められている京奈和自動車道や府県間道路などの交通インフラの利便性を活かした産業集積が期待されている。一方、山間部では世界遺産に登録された霊場・高野山をはじめ、高野龍神国定公園、金剛生駒紀泉国定公園などの自然公園があり、自然とのふれあいの場として、またこころのふるさととして広く県民に親しまれている。

このため、京奈和自動車道をはじめとする幹線道路および府県間道路の整備を進めるとともに、農用地の効率的利用を図り、都市的土地利用と自然的土地利用の計画的な調整を行い、高次な産業集積ゾーンとしての整備と活用を図る。さらに歴史文化遺産や海、山、川の豊かな自然資源を活かした都市近郊型のレクリエーションの場としての整備と活用を図る。

(イ) 紀中地域

紀中地域は有田川流域、日高川流域に沿った県中部に位置し、沿岸部の有田市、御坊市からそれぞれの内陸部に広がっており、近畿自動車道紀勢線、国道42号、424号等の幹線道路網で京阪神大都市圏や県内他地域と結ばれている。

この地域では、温暖多雨の恵まれた立地条件を活かした農林業などの自然的土地利用が中心となっている。有田川流域は古くから有田みかんの生産地として開けており、臨海部には石油工業基地の立地が見られる。日高川の流域には県下第二の広さを持つ日高平野が開け、野菜や花きなどの栽培が盛んに行われているほか、臨海部では重要港湾日高港の整備が進められており、更なる企業誘致が期待されている。また、沿岸部は典型的なリアス式海岸で風光に優れ、マリンスポーツをはじめとする多くのレクリエーションを楽しむことが可能な地域となっている。今後は、京阪神大都市圏への近接性と豊かな自然を活かし、都市との多様な交流や海、山、川の整った自然環境の中で、多彩な活動ができるゆとりのある生活圏域を形成するための整備が必要である。

このため、近畿自動車道紀勢線の4車線化をはじめとする幹線道路の整備を進め、都市機能の充実を図るとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の調和した快適な生活環境の形成を図る。さらに、歴史文化遺産や自然景観に優れた海、山、川の豊かな自然資源を教育の場、健康増進の場として整備するとともに、漁港・漁場の一体的整備や農林業の振興を図るための基盤整備を進める。

(ウ) 紀南地域

紀南地域は本州最南端となる県南部に位置し、奈良県、三重県と接している。また近畿自動車道紀勢線、国道42号、311号、168号、169号等の幹線道路網で京阪神大都市圏や中部大都市圏、県内他地域と結ばれている。

この地域では吉野熊野国立公園、高野龍神国定公園などのすぐれた自然景観と豊富に湧出する温泉に恵まれ、本県観光の一大拠点を形成している。また全体の約9割が森林で占められ、林業や梅、みかん等の果樹を主体とした農業が行われている。

城下町である田辺市、新宮市が政治、経済、文化の中核的役割を果たしているが、山岳地域には古くから信仰、修行の地、熊野の霊峰として文化遺産及び歴史的風土が蓄積されている。2004（平成16）年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、人々の信仰と紀伊山地の大自然によって形成された「文化的景観」が、訪れる多くの人々に癒しと感動を与えている。また、世界最北の大サンゴ群落を有する串本沿岸海域は2005（平成17）年11月にラムサール条約湿地に登録され、希少な価値を持つ自然環境の保全や持続可能な利用が求められている。今後は、歴史文化遺産や優れた自然環境など豊かな地域資源を活用するとともに、三重県、奈良県を含む紀伊半島南部における広域的な交流を目指した整備を図る必要がある。

このため、近畿自動車道紀勢線の延伸をはじめとする幹線道路の整備を進めるとともに、南紀白浜空港や新宮港の機能を強化し、大都市圏との交流拡大、周辺地域との機能連携、中心都市の機能充実など広域的、総合的な土地利用を図る。また、漁港・漁場の一体的整備や農林業の振興を図るための基盤整備を進める。

オ 平成29年における県土の地域区分別のおおむねの規模の目標は表3のとおりである。

表3 地域区分別の利用区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

区分	紀北地域			紀中地域			紀南地域		
	平成18年	平成29年	増減	平成18年	平成29年	増減	平成18年	平成29年	増減
農用地	17,380	16,560	95.3	10,650	10,240	96.2	8,880	8,310	93.6
農地	17,370	16,550	95.3	10,610	10,200	96.1	8,860	8,290	93.6
採草放牧地	10	10	100.0	40	40	100.0	20	20	100.0
森林	66,280	66,020	99.6	77,760	77,690	99.9	219,590	219,520	100.0
原野	10	10	100.0	0	0	—	0	0	—
水面・河川・水路	5,500	5,500	100.0	3,780	3,780	100.0	5,410	5,410	100.0
道路	4,560	5,100	111.8	2,850	3,190	111.9	4,370	4,890	111.9
宅地	9,050	9,650	106.6	2,760	2,850	103.3	3,560	3,670	103.1
住宅地	5,640	5,760	102.1	1,750	1,790	102.3	2,190	2,230	101.8
工業用地	1,210	1,580	130.6	400	420	105.0	110	120	109.1
その他の宅地	2,200	2,310	105.0	610	640	104.9	1,260	1,320	104.8
その他	14,100	14,040	99.6	7,610	7,660	100.7	8,530	8,540	100.1
合計	116,880	116,880	100.0	105,410	105,410	100.0	250,340	250,340	100.0
市街地	7,200	7,200	100.0	680	680	100.0	1,160	1,160	100.0

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

これらの措置については、「和歌山県長期総合計画」に沿って推進するとともに、「安全で安心できる県土利用」、「循環と共生を重視した県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」等の観点を総合的に勘案した上で実施を図る必要がある。

(1) 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

適正な土地利用を確保するため、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法である都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の適切な運用により、また、本計画及び和歌山県土地利用基本計画、市町村計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、市町村をはじめとする関係行政機関相互間の適切な調整を図る。

(3) 地域整備施策の推進

県土の振興と均衡ある発展を図るため、地域の個性や多様性を活かした各種地域整備施策を推進し、活力豊かな総合的定住環境の整備を図る。事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮する。

(4) 県土の保全と安全性の確保

県土の保全と安全性の確保を図るため、地形等自然条件と土地利用配置との適合性、風水害、土砂災害、高潮、地震・津波への対応に配慮しつつ、適正な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備を推進する。また、森林の持つ県土保全機能の向上を図るため、地域特性に応じて、間伐等森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図る。特に、本県が留意すべき東南海・南海地震については、「和歌山県地域防災計画」に基づいた防災対策を推進する。また、渇水に備えるため、安定した水資源の確保等総合的な対策を推進する。

(5) 暮らしやすくにぎわいのある県土の形成

暮らしやすくにぎわいのある県土を形成するため、県民のあらゆる活動の基礎となる道路網など交通インフラの整備を推進する。また、コンパクトなまちづくりを目指す観点から、都市機能の市街地集約、街なか居住、商業の活性化に対応した土地利用を図る。

(6) 環境の保全

ア 地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題であることから、持続可能な低炭素社会づくりを推進する。このため、太陽光発電や風力発電、バイオマスエネルギーに代表される新エネルギーの導入等を図り、環境負荷の小さなまちづくりに向けて適切な土地利用を図る。また、二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担う森林については、適切な保全・整備を推進するとともに多様な主体による森林づくり活動の促進を図る。

イ 生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。また、緩衝緑地の設置や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた土地利用への誘導を進める。

ウ 農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、環境用水の確保、都市における下水処理水の効果的利用、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用、水道の取水地点の再編等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図る。また、土壤汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努める。

エ 循環型社会の形成に向け、全ての県民、事業者、市町村とともに廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正処理を推進するため環境の保全に十分配慮しつつ、安定した最終処分地の確保に努める。また、不法投棄等の不適正処理に対する行政処分の徹底や汚染土壌の処分について規制を行うことにより、適切処理の確保に努める。

(7) 美しい県土の形成

ア 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に代表される歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の調整を行う。また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市においては、美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の形成、農山漁村においては、二次的自然としての景観の維持・形成を図る。また、これらの良好な景観を次世代に引き継ぐため、「和歌山県景観条例」に基づき、県、市町村、県民、事業者及び来訪者が協働し、積極的な取組を推進する。

イ 高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性等の観点からみてすぐれている自然については、行為規制等により保全を図る。二次的な自然については、農林漁業活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出に取り組むとともに、いずれの地域においても生物の多様性を確保す

る観点から、外来生物の侵入防止等に配慮する。また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群の維持を図る。

ウ 良好な環境を確保するため、事業の実施段階において環境影響評価を実施すること、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の計画段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

(8) 土地利用の転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに開発計画の見直し等の適切な措置を講ずる。さらに、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることから、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。

イ 森林の利用転換を行う場合には、「地域森林計画」に基づき、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

ウ 農用地の利用転換を行う場合には、「和歌山県農業振興地域整備基本方針」に基づき、農用地区域内以外に代替すべき土地がなく、かつ農業上の効率的な利用に支障が生じないことを基本とするとともに、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。あわせて、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農用地との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

エ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

オ 農山漁村における農地と宅地の混在化の進行する地域等において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。

(9) 土地の有効利用の促進

ア 農用地については、地域の実態に即した生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積を図る。また、利用度の低い農用地や耕作放棄地については、国土保全等農業の有する多面的機能が発揮できるよう、多様な主体による農業参入や良好な管理等により、農用地への転換や有効利用を図る。

イ 森林については、地球温暖化防止に資する二酸化炭素の吸収、洪水防止や水質浄化など森林の持つ多面的機能を高度に発揮するため、間伐の推進や林道、作業道の整備、森林資源の有効活用等により林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、緑や自然とふれあう環境の整備により総合的な利用を促進する。また、「企業の森」など多様な主体による森林づくりを推進する。

ウ 水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

エ 道路については、公共・公益施設の共同溝への収容、電線類の地中化、道路緑化等を推進して、良好な道路景観の形成を図るとともに、道路空間の有効利用に資する。

オ 住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。加えて、既存ストックの有効活用やユニバーサルデザインの導入による中心市街地における街なか居住の促進や住宅の長寿命化、既存住宅の市場整備を通じて、持続的な利用を図る。

カ 工業用地については、産業の構造変化、工場の立地動向、交通インフラの整備状況等を踏まえ、バランスのとれた新規用地の造成を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、既存の工業団地については有効利用を促進する。

キ 低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農用地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地、森林等への転換を図る。また、市街地及びその周辺の低未利用地については、県土の有効利用及び良好な都市環境形成の観点から、計画的な利活用を促進する。

(10) 多様な参画の推進

多様な主体が参画する森林づくり活動、農地の保全管理活動、地元農産品や地域材

製品の購入など地域の実情に即した取組を推進し、県土の管理水準の向上及び地域における交流促進を図る。

(11) 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

県土の総合的な把握を一層充実するため、国土調査、土地基本調査、地価調査など県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。また、県民の県土への理解を促すため、調査結果の普及及び啓発を図る。

(12) 指標の活用

持続可能な県土管理に資するため、計画の推進等に当たって各種指標の活用を図る。また、今後の県土利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、必要に応じ点検を行う。